

日吉台学区町内会連合会会則

第 1 条 この会は、日吉台学区町内会連合会（以下、「本会」という。）と称し、事務所を日吉台交流館におく。

第 2 条 本会は、各町内会の会員をもって組織する。

第 3 条 本会は、各町内会の自治活動について連絡協議し、学区民相互の親睦と福祉増進を計ることを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事項につき連絡協議する。

- (1) 広報および公聴に関すること。
- (2) 保健衛生に関すること。
- (3) 防犯防火に関すること。
- (4) 相互扶助および公共の福利に関すること。
- (5) 各町内会活動の推進、行政及び関係団体との連携に関すること。
- (6) その他必要と思われること。

第 5 条 本会に次の役員をおく。

会長	1名	副会長	若干名	会計	2名
事務局	若干名	理事	各町内会長	監事	2名

第 6 条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理する。
- (4) 理事は、本会が行う事業、運営に関し意見を述べ、決定事項の推進に協力する。
- (5) 事務局は、本会の事務をつかさどる。
- (6) 監事は、本会の会計事務を監査する。

第 7 条 会長・副会長・会計・事務局・理事・監事は、役員推薦によりこれを決定し総会の承認を求める。

第 8 条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補充のため就任した

役員任期は前任者の残任期間とする。

第9条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱する。

第10条 本会の会議は、総会、役員会とする。

第11条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

(1) 定期総会は、年1回開催し臨時総会は必要に応じ会長が招集する。

(2) 定期総会及び臨時総会は、本会役員および町内会副会長の出席をもってこれに代えることができる。

第12条 総会は、過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議事を決定する。可否同数の場合は、議長がこれを決める。

役員会は、役員3分の2の出席をもって成立し、過半数をもって議事を決定する。可否同数の場合は、会長がこれを決める。

第13条 役員会は、第5条に規定する役員で構成する。

2 役員会は、会長が招集する。また、会長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

3 役員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 本会の各事業の推進とその運営についての基本的事項に関すること。

(2) 総会に付議する事項

(3) その他会長が必要と認めた事項

第14条 本会の経費は、会費・寄付金・補助金・その他の収入をもってあてる。

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日に至る期間とする。

附 則

本会則は昭和56年5月23日から施行する。

昭和58年5月21日会則の一部改正

昭和60年5月20日 //

昭和62年7月27日 //

平成5年5月11日 //

平成11年5月11日 //

平成13年5月11日会則の一部改正

平成21年5月9日 //

平成27年5月9日 //

令和5年4月26日 //

令和6年5月8日 //

日吉台学区町内会連合会 慶弔見舞金規定

(範囲)

第1条 日吉台学区町内会連合会が贈る慶弔見舞金の範囲は、祝金、香料、見舞金とする。

(祝金)

第2条 本会の発展に貢献し、その功績顕著であるものについて、役員会で充分審議し、予算の範囲以内で決定した額を贈る。

(香料)

第3条 1. 本会が贈る香料の額は、次のとおりとする。

単位町内会長	5,000円
単位町内会副会長	5,000円
連合町内会長	5,000円
その他の役員	5,000円

2. その他必要な事項は役員会において決議する。
3. 必要があれば弔辞を贈る。

(見舞金)

- 第4条 1. 本会の見舞金については、次の療養および災害に適用する。
2. 本会の役員並びに単位町内会長、副会長が療養期間1ヶ月をこえるとき、又は入院期間が3週間以上に及ぶときは、見舞金5,000円を贈る。
 3. 本会の役員並びに単位町内会長、副会長が災害（水害、火災、震災、および不慮の事故）によって身体に重大な傷害を受け、又は住居財産に全失相当の損害を受けたときは、役員会において決定し贈るものとする。

附 則

1. この規定は昭和56年5月23日から実施する。
2. この規定の変更は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。
3. この規定に定めていない事項、および疑義のある場合は、会長が役員会にはかってこれを定める。
4. 昭和58年5月21日 規定の一部改正
5. 昭和62年5月19日 // //
6. 昭和62年7月27日 // //

日吉台学区町内会連合会 表彰規定

(表彰)

第1条 日吉台学区町内会連合会（以下「本会」という）は、住民の福祉増進のため町内会活動を積極的に推進し、その業績が顕著な本会役員並びに単位町内会長、副会長の表彰について次のとおり定める。

(基準)

第2条 本会の表彰は、本会役員並びに単位町内会長、副会長に通算5年以上在任したものとす。

(在任期間)

第3条 前条に規定する在任期間は、満年をもって計算する。

(表彰と時期)

第4条 表彰は表彰状と記念品とし、毎年1回行うものとする。

第5条 この表彰該当者の推薦は、単位町内会長が文書をもって本会の会長に提出するものとする。

附 則

この規定は昭和56年5月23日から実施する。

この規定の変更は総会において出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

この規定に定めていない事項および疑義ある場合は、会長が役員会にはかってこれを定める。

昭和62年5月19日 規定の一部改正

昭和62年7月27日 // //